

諮問番号：平成30年度諮問第33号

答申番号：平成30年度答申第31号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分（特別障害者手当資格喪失処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 前年度受給していた期間の体調よりも悪い状態となっており、前年度の状態で受給できていた手当の資格喪失は不当である。

(2) 主治医が該当項目として診断書に記載した「1時間以内の室内歩行」は全くできておらず、排泄や食事の際の歩行以外はベッドでほぼ横になっている状況である。

2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活等により総合的に行うこととされている。請求人の主張のとおり現状が1時間以内の歩行が不能であるとしても、本件診断書によると本件診断書作成時点においては1時間以内の歩行が可能な状態であると記載されていることが認められることから、原処分は適正なものと判断し、また、その主張のみをもって認定を行うことはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別障害者手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、請求人に係る次の事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

(1) 前年度受給していた期間の体調よりも悪い状態となっており、前年度の状態で受給できていた手当の資格喪失は不当である。

(2) 主治医が該当項目として診断書に記載した「1時間以内の室内歩行」は全

くできておらず、排泄や食事の際の歩行以外はベッドでほぼ横になっている状況である。

しかし、特別障害者手当の受給資格が認定されるためには、特別障害者手当認定診断書に記載された請求人の障害の状態が認定基準に定める要件に合致するものと判定される必要があるところ、請求人の障害の状態は、認定基準の一部には合致しているものの、「絶対安静」の状態に該当せず、認定基準に定める要件の全てに合致していないことが明らかである。また、原処分は、前記1のとおり適正に行われたものであるから、これを違法、不当とすることはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年11月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別障害者手当の支給に係る認定基準によると、心臓疾患の障害（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項第3号に該当する障害）の程度は、次の8項目のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の辺の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるものであって、安静度表の1度「絶対安静」に該当する状態でなければならないとされており、その判定は、特別障害者手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

- ① 心胸比が60%以上のもの
- ② 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
- ③ 心電図で脚ブロック所見があるもの
- ④ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
- ⑤ 心電図で第2度の房室ブロック所見があるもの
- ⑥ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が1分間10以上のもの
- ⑦ 心電図でS Tの低下が0.2mv以上の所見があるもの
- ⑧ 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導（ただし、V₁を除く。）のいずれかのT波が逆転した所見があるもの

そこで本件診断書をみると、請求人の病状は、上記②及び⑧の所見があり、かつ、「自己の身の辺の動作でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」とさ

れ、安静を要する程度は「室内歩行はよい（1時間以内）」と記載されていることが認められる。

こうした事実関係に基づき、心臓疾患の障害に係る認定基準に照らして判断すると、請求人について特別障害者手当の認定要件（著しく重度の障害）に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

この点、請求人は、前年度受給していた期間の体調よりも悪い状態となっており、本件診断書に記載された「1時間以内の室内歩行」は全くできておらず、排泄や食事の際の歩行以外はベッドでほぼ横になっている状況であるから、原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、本件診断書作成時点における請求人の障害の状態は、「絶対安静」であるとは認められず、手当の認定要件を充足するとはいえないから、かかる主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美